

令和8年4月1日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

生物系特定産業技術研究支援センター

所長 森下 興

研究費の不正使用等の防止に向けて

日頃より当センター事業の推進につきご理解・ご協力をいただき、感謝申し上げます。

ご案内の通り、研究資金の不正使用、不正受給は、不正を行った研究者個人が罰せられるのはもちろん、自身の上司や共同研究者、その他関わりのある人たち全てに迷惑をかけ、所属機関の信用を失わせる背信行為です。このため研究費の不正使用、不正受給は絶対にやめて下さい。各機関におかれては、実効性ある防止対策をとって下さい。生研支援センターでは不正根絶のため、委託先の機関に対し、運営・管理・監査体制の定期的なチェックと報告を求めるとともに、機関内部の相互監視が確実に機能するよう、調査・指導等を行います。

また、捏造、改ざん、盗用、二重投稿、不適切なオーサiershipといった研究活動における不正行為も、不正を行った者だけでなく、その管理者や組織に対する信頼の失墜にもつながります。こうした研究活動における不正行為も絶対にやめて下さい。各機関におかれては、実効性のある防止対策をとって下さい。生研支援センターでは、研究活動における不正行為を防止するため、委託先での研究倫理教材によるeラーニングの義務付けや、委託先における研究不正防止のための取り組み状況の確認等を行います。

この他にも、研究の国際化・オープン化による国内外からの資金提供に伴う、利益相反・責務相反への対応、安全保障貿易管理等の法令順守が求められています。生研支援センターでは、委託先に対し、外為法の遵守など安全保障貿易管理の徹底、不合理な重複や過度の集中の防止、利益相反・責務相反に関する規程の整備など研究インテグリティの確保に向けた取組を求めており、令和6年2月からは、当センターが行う事業について、安全保障貿易管理体制構築を要件としているところです。

なお、研究資金の不正使用等が確認された場合には、研究費の返還、応募の制限、公表等の措置を講ずるなど、厳正に対処して参ります。生研支援センターが委託する研究支援事業に関わるあらゆる研究活動において、いかなる研究費の不正使用等も生じないよう、引き続きのご協力をお願いいたします。